

社名	国	産業分類	報告書タイトル	業務実施者	保証業務基準	一定の規準 (クライテリア)	保証の範囲	保証の水準
			Responsibility and Sustainability Report 2003					
Rio Tinto	英/オランダ	金属	2004 Sustainable development review	Environmental Resources Management	記載なし	記載なし	報告書	不明
Royal Dutch/Shell Group	英/オランダ	エネルギー	The Shell report 2003	KPMG PwC	ISAE	記載なし	報告書の一部	限定的な保証
Unilever	英/オランダ	食料品・小売	Environmental Report 2003	URS	記載なし	AA1000FW GRI	ウェブ情報と 報告書の一部	不明
Anglo American	英	マテリアル	Report to Society 2004	KPMG	ISAE3000	独自の安全・健康・環境の報告書 ガイダンス	報告書の一部	合理的な保証 及び限定的な 保証
Statoil	ノルウェー	エネルギー	Statoil and Sustainable Development 2004	Ernst & Young	ISAE3000 (Dec 2003)	GRI	報告書の一部	限定的な保証
Kesko	フィンランド	食料品・小売	Corporate Responsibility Report 2003	PwC	GRI	GRI	報告書	不明
Manaaki Whenua	ニュージー ランド	サービス	Annual Report 2004	Tonkin & Taylor Ltd.	ISO19011, AA1000 AS, draft ISAE2000	GRI	報告書の一部	不明
BHP Billiton	オーストラ リア	マテリアル	2004 HSEC Report	URS	AA1000AS	GRI in accordance	報告書 報告のプロセ ス	不明

社名	国	産業分類	報告書タイトル	業務実施者	保証業務基準	一定の規準 (クライテリア)	保証の範囲	保証の水準
United Utilities	英	設備	Corporate Responsibility Report 2004	Just Assurance	AA1000AS	記載なし	報告書	不明
Veolia Environment	仏	設備	2003 Sustainable Development Report	Ernst & Young	記載なし	グループの環境報告手順	報告書の一部	限定的な保証
Bristol-Myers Squibb	米	医薬・バイオ	2002 Sustainability Progress Report	ICF Consulting	記載なし	記載なし	報告書の一部	不明
SABMiller	英	食品・たばこ	Corporate Accountability Report 2004	the Corporate Citizenship Company	記載なし	記載なし	報告書の一部	不明
RWE Group	独	設備	Corporate Responsibility Report 2003	PwC	Principles of the Proper Execution of Environmental Report Audits (IDW PS 820) of the German Institute of Certified Public Accountants, AA1000AS	GRI	報告書の一部	不明 (詳細はドイツ語の印刷版にのみ記載)
Sasol	南アフリカ	エネルギー	sustainable Development Report	KPMG	ISAE3000	GRI In accordance	報告書の一部	限定的な保証

社名	国	産業分類	報告書タイトル	業務実施者	保証業務基準	一定の規準 (クワイテリア)	保証の範囲	保証の水準
			2002-2004					
Diageo	英	食品・たばこ	2004 Corporate Citizenship Report	the Corporate Citizenship Company	AA1000AS	GRI	報告書	不明
Novartis	スイス	医薬・バイオ	Annual Report 2004	PwC	IPAE, ISAE3000	記載なし	報告書の一部	限定的な保証
ING Group	オランダ	総合金融	Corporate Responsibility Report 2004	Ernst & Young	the Exposure Draft of Royal NIVRA's Assurance Standard	GRI, Sustainability Reporting Guideline issued by the Council for Annual Reporting in the Netherlands	報告書	限定的な保証
Suncor	カナダ	エネルギー	2003 Report on Sustainability	PwC	Standards for Assurance Engagement (Section 5025 of the Canadian Institute of the Chartered Accountants)	記載なし	報告書の一部	限定的な保証
Philips	オランダ	消費者・アパレル	Sustainability Report 2004	KPMG	ISAE3000	GRI、内部のHSE報告のガイドライン	報告書	合理的な保証 及び限定的な保証
British Airways	英	輸送	2004 Social and Environmental Report	the Reassurance Network Ltd.	記載なし	記載なし	報告書の一部	不明
Baxter	米	ヘルスケア	2003 sustainability	Environmental Resources	記載なし	Good EHS Reporting	報告書の一部	不明

社名	国	産業分類	報告書タイトル	業務実施者	保証業務基準	一定の規準 (クライテリア)	保証の範囲	保証の水準
			report	Management		Principles developed by Baxter and others		
Carrefour	仏	食品・小売	Sustainability Report 2003	Bureau Veritas	記載なし	sustainability criteria	報告システムとツール	不明
Starbucks Coffee Company	米	食品・小売	Corporate Social Responsibility Annual Report 2004	Moss Adams LLP	記載なし	GRI	報告書	不明
Barclays	英	総合金融	Corporate Responsibility Report 2004	SGS	AA1000AS	GRI	報告書	不明
Premier Oil	英	エネルギー	sustainability performance report 2002	Corporate Citizenship Unit, Warwick Business School	AA1000AS	記載なし	報告書	合理的な保証

(2) 保証報告書の記載に関する分析

上表の調査結果について特徴的な点を、①業務実施者、②保証業務基準、③一定の規準、④保証の水準及び⑤保証手続の各項目ごとに分析し、以下にまとめている。

その結果、現在、海外において実施されている保証業務は、国際的な保証業務の枠組みで定められている保証業務の要件に対して、不完全なものが相当数存在しており、CSR報告書に関する保証業務が過渡期にあり、当該業務が徐々に確立されつつあることを示している。

① 業務実施者

合計32社のCSR報告書に対し、15の組織が業務を実施している。また、Royal Dutch/Shell GroupについてPwCとKPMGが共同で保証業務を実施しているため、業務実施者の延べ数は33組織であり、その内訳は、監査法人が16、コンサルティング会社が12、ISO審査機関が4、その他（大学の研究室）1である。

② 保証業務基準

それぞれの保証業務で用いられている保証業務基準は、会計士業界の定めた基準が14件（うちISAE3000が9件）、AA1000ASが11件、不明が11件だった。会計士業界の基準を利用している報告書は、1件の例外を除き監査法人が業務実施したものであった。

③ 一定の規準

それぞれの保証業務で用いられている一定の規準は、GRIガイドラインが16件（うち5件は準拠）、AA1000が3件、その他の基準が9件、不明が10件であった。

④ 保証の水準

第三者の保証報告書において、保証の水準について明確に述べているものは、32社の報告書のうち15件であった。内訳は、「限定的な保証」が9件、「合理的な保証」が1件、これらの組み合わせが2件であった。

一方で、保証の水準が不明確又は不明なものは19件であった。これらの多くは保証業務基準や一定の規準も不明であったが、保証業務基準としてAA1000ASを採用していて保証水準が不明なものが8件あり、これらはAA1000ASに保証水準に関する規定がないことが影響していると考えられる。なお、「AA1000ASでは保証レベルについてのガイドラインがない」と明記している報告書が1件あった。

【保証の水準に関する記載事例】

- ・ 合理的保証及び限定的保証 …Philips

Assurance report

Context and scope

In The Report Philips describes its efforts and progress in relation to sustainability and reporting. Our engagement was designed to provide the readers of The Report with:

reasonable assurance on whether

- ・ the data on financial performance, as specified in the section 'Work undertaken and conclusions' are properly derived from the 2004 financial statements of Royal Philips Electronics;

limited assurance on whether;

- ・ the data on total energy consumption, total water intake, total waste and total direct CO2 emissions for the years 2001 to 2004 are reliable;
- ・ the other information in The Report is fairly stated.

(Philips Sustainability Report 2004, p.85)

【邦訳】

保証報告書

事実関係及び範囲

フィリップス社の持続可能性報告書には、同社の持続可能性及び報告に関する努力と進歩が述べられている。我々の業務は、当該報告書の読者に対して、次のような保証を付与することである。

(合理的保証を付与した事項)

- ・ 「遂行した業務及び結果」の区分に記載されている財務業績データは、Royal Philips Electronics社の2004年度財務諸表から適切に抽出されているか。

(限定的保証を付与した事項)

- ・ 2001年～2004年の総エネルギー消費量、総取水量、総廃棄物量、総CO2排出量に関するデータは信頼できるか。
- ・ その他の情報は公正に記載されているか。

- ・ 限定的保証 …Novo Nordisk

ASSURANCE REPORT ON NON-FINANCIAL REPORTING 2004

Subject, responsibilities, objective, and scope of assurance statement

(前略) Our responsibility, as agreed with Management, is to express conclusions with limited assurance in relation to the principles of materiality, completeness and responsiveness of the AA1000AS and in accordance with the ISAE3000. (後略)

(Annual Report 2004, p105)

[邦訳]

2004年度非財務報告に関する保証報告書

保証報告書の主題、責任、目的、範囲

(前略) 経営者と合意した我々の責務は、AA1000保証基準の諸原則(重要性、網羅性、対応性)に関して、ISAE3000に従って限定的保証により結論を表明することである。(後略)

- ・ AA1000には保証水準の概念がないことの記載 …BP

Assurance statement to BP management

Level of assurance There are currently no final guidelines from AccountAbility on agreed definitions for levels of assurance when using the AA1000 Assurance Standard. We planned and performed our review to obtain information and explanation that we considered necessary to form our conclusions against each of the AA1000 Assurance Standard's principles (Materiality, Completeness and Responsiveness), within the terms of reference agreed BP management.

(Sustainability Report 2004, p.56)

[邦訳]

BPの経営者に対する保証報告書

保証水準

現在のところ、AA1000保証基準を適用する場合に、保証水準の合意された定義に関してはAccountAbility社から何の最終的な指針も示されていない。我々は、AA1000保証基準の各原則(重要性、網羅性、対応性)に照らして結論形成するために必要と考えられる情報や説明を得るために、BPの経営者と合意した委託条件の範囲内で、レビューを計画・実施した。

- ・ 保証水準が不明確 …BT Group

Assurance Statement

Level of Assurance

A reasonable level of assurance was achieved from our review of the data and information.

Note: a review does not necessarily audit source data and related processes.

(<http://www.btplc.com/Societyandenvironment/Socialandenvironmentreport/Aboutthereport/Assurance/LRQAAssuranceStatement.htm>)

[邦訳]

保証報告書

保証水準

データ及び情報のレビューから合理的水準の保証が付与された。

注記：レビューでは必ずしも原データや関連する諸手順を監査しない。

⑤ 保証手続

データを集計するシステムの確認（サンプルデータでの確認も含む。）や、報告組織の内部及び外部へのインタビュー、文書のレビューなどが行われている。

5. CSR報告書の保証事例＜国内＞

以下では、国内におけるCSR報告書（環境報告書を含む。）に関する保証業務の現状がどのようなものであるかについて調査し、その結果を基に分析を加えた。

調査は、平成17年1月（調査基準日）における公認会計士等が実施するCSR保証業務報告書の記載事項（52社）を対象に実施した。調査項目は、平成14年3月（調査基準日）に実施した環境保証業務報告書の記載事項（43社）と同様の項目について実施した。なお、本研究報告では紙面の関係から調査項目のみを掲げている。

【調査項目】

- ① 表題
- ② 宛先
- ③ 保証業務の範囲
- ④ 業務目標（保証水準を含む。）
- ⑤ 保証付与人の責任
- ⑥ 実施した手続に関する記述
- ⑦ 保証業務の限界に関する記述
- ⑧ 保証業務指針
- ⑨ 環境報告書の作成基準（判断基準）
- ⑩ 結論
- ⑪ 保証付与人の署名
- ⑫ 保証付与人の住所
- ⑬ 環境保証業務報告書日付
- ⑭ その他

この調査結果に基づき、①業務実施者、②保証業務基準、③一定の規準、④保証の水準、⑤保証業務の範囲と業務目標について、前回の調査結果との比較検討を加えながら分析し、以下にまとめている。

① 業務実施者

業務実施者は、監査法人と監査法人の子会社があり、前回の調査では、監査

法人20社、監査法人の子会社23社とほぼ同数だったのに対して、今回の調査結果では、監査法人は2社、監査法人の子会社50社と、監査法人から監査法人の子会社に業務が移行する傾向がある。

② 保証業務基準

前回の調査では、保証業務指針について、5社の環境保証業務報告書で「現在確立されつつある慣行と指針に基づいた検証アプローチを採用している」としている以外には、言及している環境保証業務報告書はなかった。今回の調査でも、最も多かったのは、「現在確立されつつある慣行と指針に基づいた検証アプローチを採用している」としている10社であったが、その次に「日本公認会計士協会の経営研究調査会研究報告第13号「環境報告書保証業務指針（中間報告）」及び環境省「環境報告書審査基準案」」を挙げているものが9社、「日本公認会計士協会の経営研究調査会研究報告第13号「環境報告書保証業務指針（中間報告）」」のみを挙げているものが7社あり、保証業務指針について具体的に言及している報告書が増加してきた。

個別的にみると、「日本公認会計士協会の経営研究調査会研究報告第13号「環境報告書保証業務指針（中間報告）」」を保証業務指針に挙げている報告書は16社と最も多く、このことは、当協会が環境報告書による円滑な情報伝達の仕組みを確立するため、一般に公正妥当と認められた保証業務指針を確立し、関係者がそれを認知させるため、規範的な役割を有する保証業務指針を率先して検討してきた成果と評価できると思われる。

③ 一定の規準

前回のベンチマーク調査の結果では、環境報告書の作成基準として「会社の定める方針」に従っている旨を記載しているケースが27社あり、残りの13社については、作成基準について言及していなかった。

今回の調査でも、最も多かったのは「会社の定める方針あるいは基準」としている33社であるが、他に「現在確立されつつある慣行と指針」が9社、「環境省「環境報告書作成基準案」」が8社あり、残りの2社については、作成基準について言及していなかった。作成基準も環境省が「環境報告書作成基準案」を発表したことなどにより、これを利用する企業が増えてきている。

④ 保証の水準

保証水準に関しては、日本公認会計士協会の経営研究調査会研究報告第13号「環境報告書保証業務指針（中間報告）」及び環境省「環境報告書審査基準案」を保証業務指針に挙げている9社が、環境情報に合理的保証を付与してい

るとともに、「現在確立されつつある慣行と指針に基づいた検証アプローチを採用している」としている10社も、環境情報の収集・報告のプロセスの有効性に対して合理的保証を付与している。前回の調査ではすべての報告書が限定的保証であったのに対して、その後の保証業務指針の登場や、保証業務が確立しつつあることなどにより、合理的保証が可能になってきたものと考えられる。

⑤ 保証業務の範囲と業務目標

保証業務の範囲については、①環境報告書に記載されている情報、②環境パフォーマンス情報と環境会計情報、③記述情報、④環境情報の収集・報告のプロセス、と大きく4つに分類された。

それぞれの業務目標を分析してみると、「①環境報告書に記載されている情報」に関しては、「網羅性及び正確性」が8社、「正確性」が7社、「②環境パフォーマンス情報と環境会計情報」は16社が「信頼性」、1社が「網羅性、正確性」「③記述情報」についても8社すべてが「整合性」、「④環境情報の収集・報告のプロセス」も10社とも「有効性」となっていた。

前回のベンチマーク調査は、「保証業務の範囲ごとに業務目標が多様となっていて、利用者を混乱させる要因のひとつとなっているものと思われる。」との指摘があったが、今回の調査では保証業務の範囲・業務目標に関する記述は多様性があるものの、それぞれの業務範囲に対する保証目標及び保証水準が整理され、利用者の理解も得られやすくなっていると考えられる。

6. 今後の方向性

現在においても、CSR情報は企業等の自主的な取組みとしての持続可能性報告書やCSR報告書の形で開示されたり、特定項目に関するマネジメントシステムの規格適合性のアピールといった形で社会に情報発信されている。それらに対して保証業務は、報告書情報の信頼性の保証、あるいはマネジメントシステムの規格適合性の保証といった形で、各々の主題に相応しい方法によって行われている。

その一方では、EUにおける財務報告上のCSR情報の開示義務化とその監査の強制化に係る検討が行われ、また、米国における企業改革法（SOX法）に端を発した、非財務事項を含む企業の内部統制の有効性に関する独立第三者の監査が制度化されている。これらの、いわゆる財務報告に関連するCSR情報開示とその保証業務が、既に一般化しつつある環境報告書の第三者保証のような自主的な非財務報告の保証業務とどういった関係性を持つのかについては、現時点においては整理されていない。

これらの2つの種類の保証業務は重なり合う部分も多く、共通化したほうが効率的であるようにも見えるが、それぞれの報告内容を考えると、財務報告に関するCSR

情報は、あくまで財務的なインパクトを与えると予想されるものに限定されるのに対して、自主的な非財務報告の流れにあるCSR報告や特定項目のマネジメント状況の情報開示といったものは、より網羅的かつ詳細にならざるを得ないであろう。

CSR情報の保証業務の今後の動向として、制度化のいかんを問わず、基本的には非財務報告に関する保証業務が主として行われ、財務報告上のCSR情報に関する保証は非財務報告のそれを利用する、というのが効率的かつ効果的であるように思われる。実際、オランダでは財務報告上のCSR情報開示について、CSR報告書を参照できるとする制度化を行っている。この場合、将来的に当該情報に保証業務が要求されることになれば、非財務報告に対する保証業務の結果を、財務報告において利用するのが自然であると考えられる。

制度がどのような形態をとるにせよ、CSR情報の開示にとって保証業務は重要ではあるが、より重要なことは開示されるCSR情報の社会的な価値とクオリティである。保証業務は、あくまでそれをサポートするものであり、保証業務はCSR情報の発信方法によって、その主題、保証レベル及び手続の種類などを合理的に変えていく必要がある。

以 上

損保業界と環境問題

2005年 9月22日

社団法人 日本損害保険協会
専務理事 西浦 英次

風水害等による支払保険金高額10位

災 害 名	発生年月日	支払保険金 (億円)
台風19号 (全国)	1991年 9月26日～28日	5,679
台風18号 (全国)	2004年 9月 4日～ 8日	3,823
台風18号 (熊本、山口、福岡等)	1999年 9月21日～25日	3,147
台風7号 (近畿中心)	1998年 9月22日	1,600
台風23号 (西日本)	2004年10月20日	1,292
台風16号 (全国)	2004年 8月30日～31日	1,175
平成12年9月豪雨 (愛知等)	2000年 9月10日～12日	1,030
台風13号 (九州、四国、中国)	1993年 9月 3日	977
ひょうう災 (千葉、茨城)	2000年 5月24日	700
大雨・台風14号 (宮崎、鹿児島、東京等)	2005年 9月 4日～ 7日	588

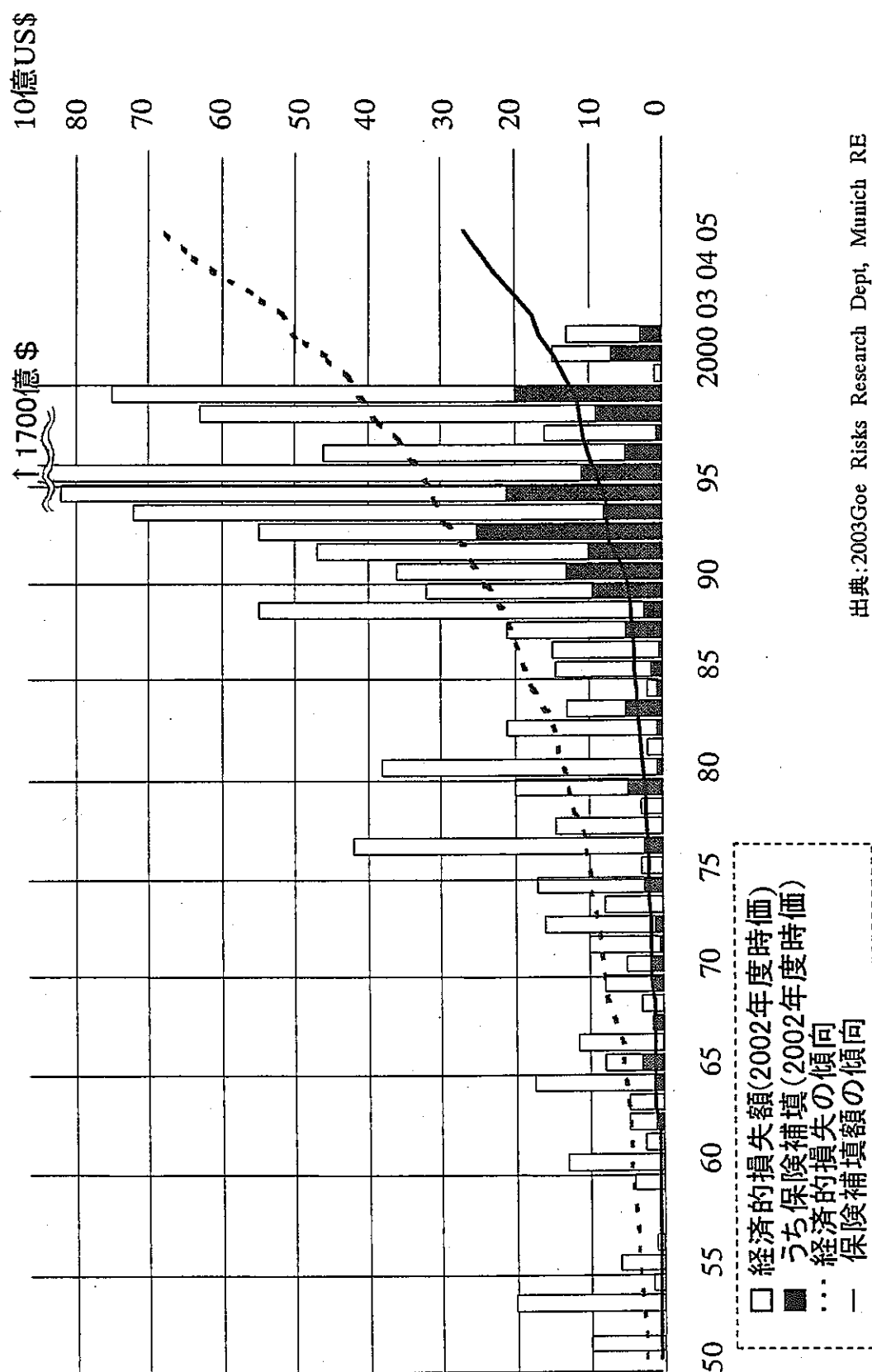
2004年
10個上陸
7,274億円
史上最高

見込

大規模災害にかかる支払保険金(1991～2005 世界)

災 害 名	発生年月日	支払保険金 (億米ドル)
ハリケーン・カトリーナ	2005年 8月25日～30日	?
ハリケーン・アンドリュー	1992年 8月23日	215
世界貿易センター等へのテロ攻撃	2001年 9月11日	200
ハリケーン・アイヴアーン	2004年 9月 2日	110
ハリケーン・チャーリー	2004年 8月11日	80
台風19号	1991年 9月27日	78

自然災害による経済的損失と保険補填額 (1950～2002 世界)



出典:2003Goe Risks Research Dept, Munich RE

損保会社の取組

(1) 補償機能

- ・火災保険等による補償

(2) 環境対応商品の販売

- ・自動車保険エコカー（環境対応車・低公害車）割引
- ・土壌汚染保険 ・環境汚染賠償責任保険
- ・天候デリバティブの開発・改良など

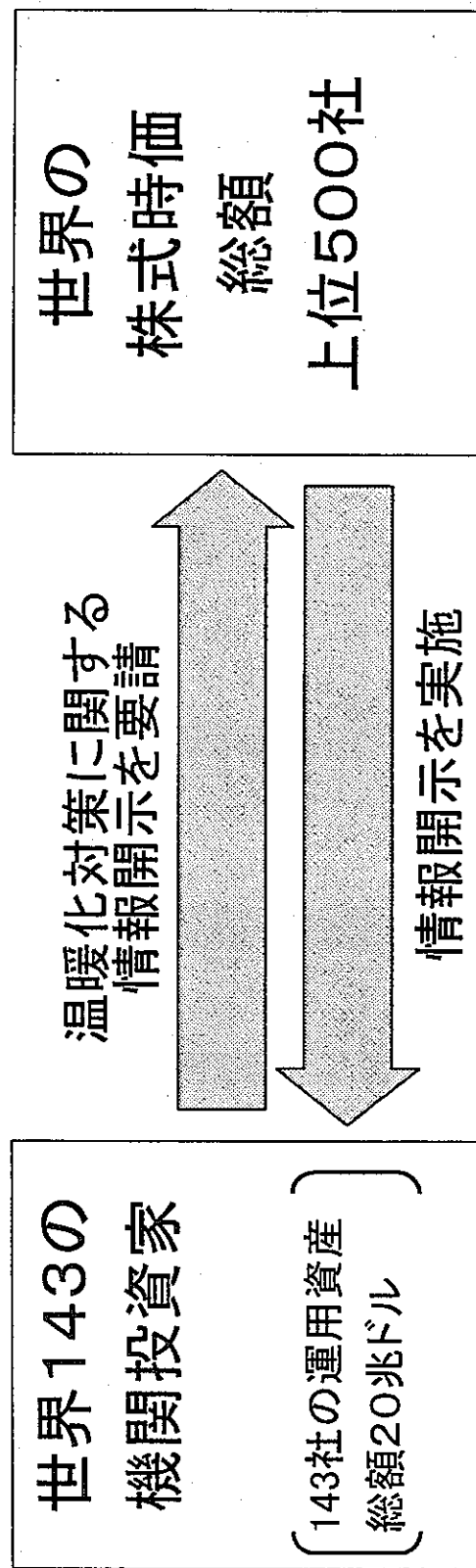
(3) 自然災害リスクコンサルティング

- ・風水害リスク診断サービス など

(4) 投融資の活用

- ・SRI、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト

カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)



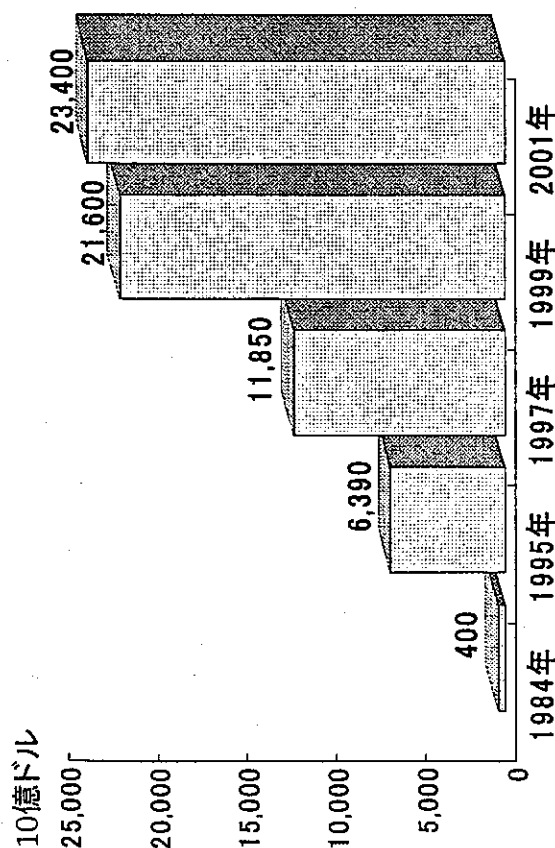
	参加機関 投資家数	運用資産 総額	回答率
第1回(2002)	35社	4.5 兆ドル	45%
第2回(2003)	95社	10 兆ドル	60%
第3回(2005)	143社	20 兆ドル	?

社会的責任投資(SRI)の広がり

米国

- ・SRIの規模は2兆3400億ドル
(約300兆円)
- ・運用機関が運用する資産の約12%

米国のSRIファンド資産残高推移

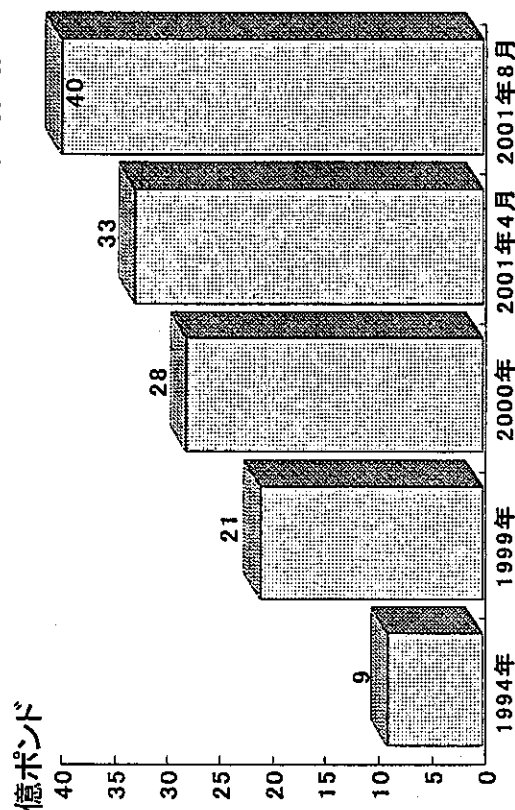


出典: Social Investment Forum
”2001 Trends Report”他

欧州

- ・SRIの規模は156億ユーロ
(約1兆5600億円)
- ・欧州内のSRI型投信の設定数は、
251(2000年比58%の伸び)

英国のSRIファンド資産残高推移



出典: Sustainable Investment Research
International Group ”Green, Social